

株式会社常陽銀行と茨城労働局間の
「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式

日 時 平成30年1月24日(水) 10:00~10:30
場 所 茨城労働局 2階会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 茨城労働局長あいさつ
- 4 株式会社常陽銀行取締役頭取あいさつ
- 5 協定書署名
- 6 写真撮影
- 7 閉 会

株式会社常陽銀行と茨城労働局間の包括連携に関する協定書（案）

株式会社常陽銀行（以下「甲」という。）と茨城労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで茨城県内の「働き方改革」を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、茨城県内の「働き方改革」を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
 - （2）労働生産性の向上に関すること。
 - （3）助成金を含めた乙の施策のPRに関すること。
 - （4）その他本協定の目的に沿うこと。
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（本協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（本協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（秘密保持及び目的外利用の禁止）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（疑義への対応）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月24日

甲：茨城県水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行

取締役頭取 （自署）

乙：茨城県水戸市宮町1丁目8番31号
厚生労働省 茨城労働局

局長 （自署）

常陽銀行と茨城労働局間の 「働き方改革にかかる包括連携」に関する協定（イメージ）

金融機関と茨城労働局が連携するための協定を 茨城県内で初めて締結！！

- ・労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」に関すること
- ・労働生産性の向上に関すること
- ・助成金を含めた茨城労働局の施策のPRに関すること
- ・その他「働き方改革」の目的に関すること

連携協定

常陽銀行

- セミナー等での助成金制度等の活用を案内・周知
(茨城労働局が実施する施策のPR活動)
- 店舗ネットワークを活用した、各種支援制度等の情宣活動
(チラシ、パンフレット等の設置、配布等)
- 「働き方改革」、「生産性向上」に取り組む企業への各種情報提供、
相談等を希望する企業の茨城労働局への取次ぎ 等

茨城労働局

- 働き方改革に関する施策の説明
- 雇用情勢等の情報提供
- 労働関係助成金等の情報提供
- 情報提供を受けた事業所に対する支援
- 働き方改革に係る好事例の情報発信 等

働き方改革の実現 + **労働生産性の向上**
(働きやすい職場環境の整備)

地域経済の活性化、良質な雇用の場の拡大、企業の人材確保・人材育成